

昭島市公共下水道事業における官民連携（ウォーターPPP）導入に向けた
公募型サウンディング調査
《結果概要》

1. 調査の趣旨

本市の下水道事業は、昭和47年度から整備を進めており、総延長は約345kmとなっています。布設30年を超過した管渠は、劣化によって道路陥没を引き起こす危険性があり、その延長は約260kmに達し、全体の約75%を占めています。ストックマネジメント計画に基づいてこれらの点検・調査を行いながら、劣化が進んでいる管渠については改築更新工事を実施していますが、対象となる管渠はこれからも増え続けます。これに伴い調査・清掃・工事等の業務も増加しますが、官民共にこれらの業務の担い手確保が重要な課題となります。

本市ではこれらの課題に対応し、下水道事業を持続的に運営していくための一つの官民連携手法として、ウォーターPPPの導入が効果的であると考え、その導入可能性について検討を進めております。

本サウンディング調査は、次年度以降の事業者募集を見据えた公募資料の作成の基礎情報として、昭島市公共下水道事業における官民連携（ウォーターPPP）導入に向けた、民間事業者のノウハウや資金などを活用した事業実施の可能性や条件等について、ご意見を聴取することを目的に実施しました。

2. 実施日程

実施期間	実施内容
令和7年9月24日（水）	実施要領の公表
令和7年10月14日（火）	全体説明会の開催
令和7年10月30日（木）、31日（金）	対話の実施

3. 参加事業者

個別ヒアリングへの参加申込があった5社と対話を行いました。実施要領のとおり参加事業者の名称は公表しません。

4. 個別ヒアリングでの主な意見

(1) 本事業への参入意向、関心の度合い、参入する場合の条件に関する事項

（参入意向・関心の度合い）

- ・参入に向けて前向きに検討している。
- ・事業条件が合えば参入の可能性はある。

（参入する場合の役割）

- ・事業条件にもよるが、代表企業としての参入も検討可能である。
- ・構成企業としての参入を想定している。
- ・構成企業または協力企業としての参入を想定している。

(2) 本事業の事業手法、業務範囲及び対象施設に関する事項

(事業手法)

- ・ポンプ場及びクリーンセンターが業務範囲に含まれない場合は、「手法B：更新支援型＋更新実施型：15年」及び「手法C：更新実施型：10年」の両方に対応可能である。
- ・「手法C：更新実施型：10年」の方が望ましい。

(業務範囲及び対象施設)

- ・南部第1処理分区に限定する場合、スケールメリットが得られないため、市全域を事業対象範囲とすることが望ましい。
- ・ポンプ場及びクリーンセンターを業務範囲に含む場合、自社のみでの対応が難しく、専門企業とJVを組成する必要がある。
- ・本事業の業務範囲からポンプ場及びクリーンセンターを除き、市全域の管渠の維持管理及び更新工事、圧送管の管更生（更新工事）が業務範囲となれば、専門企業とJVを組成することで対応の可能性がある。

(3) 事業期間に関する事項に関する事項

- ・ポンプ場及びクリーンセンターが業務範囲に含まれない場合は、「手法B：更新支援型＋更新実施型：15年」及び「手法C：更新実施型：10年」の両方に対応可能である。
- ・長期契約による安定的な受注確保や人材育成の観点から、比較的長期の事業期間となる方が望ましい。

(4) プロフィットシェアに関する事項

- ・現時点で維持管理業務に関するプロフィットシェアの内容（コスト縮減分及び比率）を想定することは難しい。
- ・民側から官側へのシェアの形の一つとして、金銭によらず、市民や地域サービスへの還元等が想定される。

(5) リスク分担に関する事項

- ・民間事業者側でコントロールしきれない道路陥没リスクや不可抗力リスク等は、基本的には官側で負担することが望ましい。
- ・事業開始までに市と民間事業者で明確にリスク分担を検討しておくことが望ましい。

(6) 地元企業の参入、地域への貢献に関する事項

- ・緊急対応が必要と想定されるため、地元企業が参入しやすい条件であることが望ましい。
- ・地元企業の要件として、事業者数が限られるため、市内企業に限定せず、近隣市に本店を置く企業や近隣市での業務実績を有する企業等の条件緩和があることが望ましい。